

大和市教育委員会 11月定例会

日 時 平成 29 年 11 月 16 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 前会会議録の承認

4 会議録署名委員の決定

5 教育長の報告

6 議 事

日程第 1 (議案第 48 号) 大和市青少年センター条例の一部を改正する条例
について

日程第 2 (議案第 49 号) 教育財産の取得の申し出について

日程第 3 (議案第 50 号) 教育財産の用途の廃止について

日程第 4 (議案第 51 号) 大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例
について

日程第 5 (議案第 52 号) 指定管理者の指定について

7 そ の 他

8 閉 会

議案第 48 号

大和市青少年センター条例の一部を改正する条例について

大和市青少年センター条例の一部を改正する条例について、大和市社会教育委員会議より答申を受けたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 11 月 16 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫



平成29年11月 7日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫 殿

大和市社会教育委員会議

議長 濱田 嘉明



大和市青少年センター条例の一部を改正する条例について（答申）

（対平成29年10月26日諮詢）

このことについては、次のとおり答申します。

記

大和市青少年センター条例の一部を改正する条例について適當と認めます。

以上

大和市青少年センター条例の一部を改正する条例（案）

大和市青少年センター条例（平成8年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「大和市中央一丁目5番14号」を「大和市深見西一丁目2番17号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 49 号

教育財産の取得の申し出について

大和市公有財産規則の規定に基づく市長への教育財産の取得の申し出について、
審議願いたく提案する。

平成 29 年 11 月 16 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

取得する教育財産の概要

名称	大和市青少年センター ※（仮称）市民交流センター内
所在地	深見西一丁目 2-17
構造等	鉄筋コンクリート造 3階建
面積等	建物延床面積 4009.33 m ² のうち 143.80 m ²
取得理由	青少年センターの移転に当たり、青少年センター部分を教育財産とするもの。
取得方法	大和市からの移管
取得時期	平成 30 年 4 月 1 日
参考	建物評価額 313,637,800 円（建物全体）

議案第 50 号

教育財産の用途の廃止について

教育財産の用途の廃止について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 11 月 16 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

教 育 財 産 の 概 要

財産の名称	大和市青少年センター建物ほか
所在地	大和市中央一丁目 5-14
構造等	建物：鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建 土地：2筆
面積等	建物延床面積：1572.26 m ² 土地面積計：2194.93 m ²
廃止の理由	(仮称) 市民交流センターに移転するため
供用開始年月日	建物：平成 8 年 4 月 1 日 土地：平成 8 年 4 月 1 日
用途廃止年月日	平成 30 年 3 月 31 日
現在評価額	563,461,265 円 (建物) 149,561,120 円 (土地) 413,900,145 円

議案第 51 号

大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例について

大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例について、大和市社会教育委員会より答申を受けたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 11 月 16 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年11月 7日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫 殿

大和市社会教育委員会議

議長 濱田 嘉



大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例について（答申）

（対平成29年10月26日諮詢）

このことについては、次のとおり答申します。

記

大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例について適當と認めます。

以上

大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例（案）

大和市青少年相談室設置条例（昭和44年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「大和市中央一丁目5番14号」を「大和市深見西一丁目2番17号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 52 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 11 月 16 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年11月 日

大和市長 大木 哲 殿

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫

指定管理者の指定について（申出）

このことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、別添のとおり市議会に提出くださるよう申し出します。

議案第 号

指定管理者の指定について

大和市立図書館条例(昭和31年大和市条例第31号)別表第1に規定する大和市立中央林間図書館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名称 大和市立中央林間図書館
- 2 指定管理者の名称 やまとみらい
- 3 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
平成29年11月27日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

大和市立中央林間図書館の指定管理者を指定したい必要による。